

# 秋成の実母とその周辺・補遺

長 島 弘 明

## はじめに

秋成の実母である松尾ヲサキとその周辺については、かつて「秋成の実母とその周辺」(「文学」昭57・5)及び「末吉家蔵秋成関係資料」(「近世文芸」39、昭58・10)で若干の報告をしたことがある。以後管見に入った資料を、右の二稿の補遺として紹介することにする。

## 一 樋野村と松尾氏

秋成の実母方松尾氏の本貫である大和国葛上郡樋野村(現奈良県御所市樋野)については前二稿では十分に述べ得なかったが、隣村古瀬村の代々の庄屋であり(但し、安政頃の一時期を除く)、時に樋野村の兼帯庄屋であった西尾家の裔、西尾小太郎氏所蔵の村文書により、やや詳しく以下に示す。

まず、樋野村の概況については、延享二年の「村明細帳」が、秋成在世当時のそれをよく示し得ていると思われるので、以下引用する。

(表紙に「村明細帳／大和国葛上郡／樋野村」とあり)

文録四未年御検地ニ御座候其後寛永六巳年桑山修理亮様御検地御座候而水帳所持仕罷有候所六拾年斗已前庄屋類焼ニ而水帳焼失仕候夫ニ付先庄屋方文録年中之検地帳御座候故只今ニ到リ相用候私領入組無御座候

大和葛上郡

一 高百貳拾貳石五斗六升四合 樋野村

此反則拾町九反七畝拾三步

内六石壹斗四升九合 池床

田方百壹石貳斗

田石盛

上壹石五斗七升五合  
中壹石三斗六升五合  
下壹石壹斗五升五合

此反則七町四反九畝三步

畑方式拾壹石三斗六升四合 畑石盛 上壹石五升 中八斗四升 下三斗式升  
 此反則三町四反八畝拾歩 畧敷壹石式斗六升

人数九拾八 男五拾貳人 女四拾五人 出家壹人

家数貳拾三軒

牛六疋 馬無御座候

村内 重坂川

是者水上重坂村より出車木村川江落合当村より水上江凡壹里同川下江壹里

秣場 当村之内野山ニ而刈取申候

小物成 山年貢 米貳石四斗 藏年貢 銀八分五厘

他村より米貳斗九合取立納候他村江納候小物成無

御座候

溜池 拾箇所

内 八ヶ所者御入用被下御普請場ニ御座候 式ヶ所者百姓自普請場ニ仕候

堰 式ヶ所 内壹ヶ所ハ古瀬村与立合ニ而御座候 流失仕候節ハ御入用種野村江頂戴仕 何角支配ニ仕来り候

樋類 九ヶ所 長延四拾三間

是者御入用被下候御普請場ニ御座候

御林

無御座候

町場市場

無御座候

金銀銅鉄鉛山 無御座候

耕作之間 男ハ山稼仕候 女ハ糸稼仕候

关津出し 無御座候

郷藏 壹ヶ所 長式間四方

牢屋 無御座候

田方凡三分通り本綿作仕候

早損場 御座候

小作直段凡

田方 上壹反二付 米貳石位 中壹反二付 米壹石七斗位 下壹反二付 米壹石四斗位

畑方 上壹反二付 米壹石位 中壹反二付 米壹石七斗位 下壹反二付 米壹石四斗位

右者此度村役人共立会吟味之上書上申処相違無之御座候以上

大和国葛上郡種野村

延享貳年 庄屋 源 七

丑九月 年寄 清 七

組頭 善九郎

百姓代 徳兵衛

寛永六年の検地の水帳を焼失したため、文禄検地の元高を仮に用いているわけだが、文禄の元高と徳川期に入つての検地を経た今高の比を、種野村の近隣で資料の残

る重坂村・古瀬村・戸毛村、今住村を例に考えてみると、それぞれ一割から三割五分増（平均二割六・七分増）である。樋野村の場合もほぼ同様であったろう。また、人数・家数以下は、延享二年九月当時の村況である。

村の人口については、安永九年三月、及び天明三年三月の「大和国葛上郡樋野村宗門御改帳」が残り、さらに参考となる。両宗門改帳とも三冊から成り、第一冊目が樋野村の浄土宗重信院（京都知恩院末）を檀那寺とするもの、第二冊目が戸毛村（樋野村の隣村）の大乗寺（京都西本願寺末）及び古瀬村（同じく樋野村の隣村）の正福寺（京都常楽寺末）を檀那寺とする浄土真宗信者のもの、第三冊目は、第一・二冊目の家数・人数等の合算を記したものである。安永九年の改帳によれば、浄土宗重信院の檀家は、重信院（但し当時は無住）一寺を含め家数十四軒、人数は男二十人、女十六人の計三十六人（牛三疋・馬はなし）、浄土真宗の大乗寺の檀家は家数六軒、人数は男十三人、女十二人、同宗正福寺の檀家は家数一軒、人数は男一人、女四人、真宗の檀徒は計三十人（牛二疋・馬はなし）である。以上を総計して、樋野村の総家数二十一軒、総人数は六十六人となる。同村は浄土宗及び浄土真宗の二宗に限られるわけである（村内にあるのは重信院一寺のみ）。

天明三年の改帳では、重信院の檀家は家数十五軒（重信院を含む）、人数は男二十二（重信院住僧一名含む）、女二十二人の計四十四人（牛三疋・馬はなし、但し、死去・出生等に伴う増減を付箋で訂正した人数、訂正前は男二十四人、女二十一人で計四十五人）。大乗寺の檀家は家数七軒、人数は男十四人、女十二人の計二十六人、また同宗の正福寺の檀家は家数一軒、人数は男一人、女三人で、真宗の檀徒は計三十人（牛二疋・馬はなし、これも訂正後の人数で、訂正前は男十四人、女十五人で計二十九人）。よって、天明三年三月時点の村内総家数は二十三軒、総人数は七十四人ということになる。

また参考までに記せば、嘉永七年の改帳では家数十六軒、総人数七十人（男三十六人、女三十四人）、文久四年の改帳では、家数十六軒、総人数七十四人（男三十五人、女三十九人）となっており、幕末に至るまで、樋野村の家数・人数は、多少の増減はありながらもほぼ一定であったと見ることが出来る。大体、家数二十戸前後、人口七十人前後というところであろうか（延享二年「村明細帳」の人数九十八はやや多いが、この辺を上限と考えてよからうか。人口を正確に把握し得る現存資料は、上記のもののみである）。樋野村は、村高から見ても、また人口から見ても、近隣の戸毛村（村高六百四十石余、

戸数百十〜百四十、人口五百前後）、古瀬村（村高五百三十石弱、戸数七十〜九十、人口三百〜四百）、稻宿村（村高三百八十五石余、戸数六十前後、人口二百五十〜三百）、今住村（三百三十石弱、戸数四十五〜七十、人口二百〜三百）等に比較して小村であったということが出来る。

さて、樋野村における松尾氏の地位であるが、前稿では、重信院過去帳や同院松尾氏（一族）墓所の墓石を手掛りに、「次（治）郎兵衛」「長兵衛」等が、松尾氏に伝襲される通称であることを指摘し、また幕末期の資料から、同氏一族が村役人級の家柄かと想像したが、これも西尾小太郎氏所蔵文書の中に、右推定を裏付ける資料を見出し得たので、左に略記しておく。まず、延宝七年八月「大和国葛上郡樋野村小物成場検地帳」には「樋野村庄屋／次郎兵衛（印）」とあり、元禄七年十一月「樋野村御小物成山名寄帳」には「長兵衛」の名が見出せる。また、元禄八年八月「御改帳」には「長兵衛」の名が、正徳四年十二月「午之年木綿方不作平シ帳／附たはこ作共」には、「長兵衛」「源三郎」（これも一族）の名が見える。前記安永九年三月「大和国葛上郡樋野村宗門御改帳」には、「次郎兵衛」（四十歳、女房二十九歳、男子平治八歳）、「与四郎」（二十二歳）、「長兵衛」（二十

九歳）が、いずれも重信院の檀家として挙がるが（天明三年の改帳では、長兵衛は妻を迎え、女子かねが出生している）、安永九年、天明三年いずれの年も、「次郎兵衛」が年寄役を勤めている（因みに安永九年は戸毛村の藤右衛門、天明三年は戸毛村の三郎兵衛が樋野村の庄屋をも兼帯）。さらに、嘉永七年の宗門改帳には、年寄役「治郎兵衛」（庄屋は古瀬村の伝右衛門が兼ねる）、安政六年四月「荒地反別小前書上ヶ帳」には、「庄屋／治郎兵衛」、文久四年の宗門改帳には庄屋「隆助」、百姓代「次郎兵衛」の名が見える。右から、松尾氏一族が村方の要職を占めていたことがわかるが、これはある意味では当然のことと言い得る。というのは、明治八年の戸籍の控えにおいて松尾姓を名乗る家を手掛りとして、文久四年の宗門改帳（こちらには無論、姓は記されていない）に記された十六戸を検討してみると、そのうち実に七戸までが松尾氏一族であることが確認できるのである。（未確認の中にも、さらに一、二戸松尾一族である可能性のものがある）。人口で言えば、総人数七十四人のうち過半数の四十四人までが松尾氏一族ということになる。その松尾氏のうち、所有石高が最も多いのが、文久四年の宗門改帳でいえば（安永九・天明三の宗門改帳には各戸の石高の記載なし）、百姓代「次郎兵衛」の十

六石六斗八升七合五勺（村内最多）、庄屋の「隆助」は四石三升二合である。村内の大半の家は、幕藩体制下で本百姓の基準とされた十石の半分に満たぬ、五石以下の零細農民であったが、これは樋野村だけに限らず、葛上郡の近隣の村も、ほぼ同様であった。

## 二 樋口道與

秋成の母ヲサキの姉妹の一人（俗称不明、元文五年十月十八日没、法名考照貞寿大姉）が、大阪の医師樋口道與（宇都宮家中医師）に嫁いだことは、「秋成の実母とその周辺」でも触れたが、その樋口道與が『韓客治験』なる一書を著わしている。同書には二種の板本があるが、私家版として出したと思われる初版本（杏雨書屋本甲（旧乾二四二〇）、及び京大富士川文庫本）を以て示せば、大本一冊、砥粉色表紙で、左肩双枠の題籤に「韓客治験全」とある。見返しに、「浪華樋口淳叟著／韓客治験／寛延二巳五月蔵版」とあるのみで、奥付はない。田中素行の序二丁、朝鮮通信使の上々官（訳官）朴子淳・玄李深・洪大年連名の寛延元年七月付道與宛書簡及び自序（前書）四丁、本文十三丁（「治験」八丁、道與と趙活庵の問答五丁）の計十九丁。再版本（杏雨書屋本乙

（旧杏三三八一）は、見返しに「寛延己巳五月／韓客治験／浪華樋口道與著」（隷書・小篆を用いる）と改り、初板の柱にあった「韓客治験」の文字を削った上、若干匡郭に手を加え、また「寛延庚午三月／浪華書林／高麗橋壹丁目／芳野屋／重郎兵衛開板」の奥付を裏表紙内に貼付するが（初板の本文末にあった「樋口道與蔵板」の字を削る）、内容的な相違はない。<sup>(2)</sup>

本書の成るに当たっての経緯については、田中素行の序がその大要を伝えているので、まず左に引用する。（送りガナ、音訓符等は省き、句読点を加えた）。

### 韓客治験序

凡考地勢者、治病之一端也。所謂異法方宜是也。樋口氏奥之津輕之人也。壮年行業於撰之浪華、而有功矣。蓋致考于地勢者乎。延享戊辰之夏、韓土通信使來聘、彼東觀之際、留在撰之韓人、有罹危篤之病者。依官命治之。雖症危於累卵、用藥而安矣。嗣韓客有病者、悉求治矣。桑韓之人雖起居飲食不同、而受病之因、内傷外感無以大異矣。樋口氏善考其異同施治、悉如桴鼓之応。信使自東都歸、感其治功、以幣謝之。非但樋口氏之譽、即本邦医家之名聞也。故以其治験、欲及梓。就予請序。予曰、幸官人有所送之謝辭、以此題于卷首云。

寛延二己巳三月

田中牧齋素行甫記

多少の説明を加える。寛延元年（延享五年）、家重の將軍職就任の祝賀のため朝鮮通信使一行（正使洪啓禧、副使南泰耆、従事官曹命采以下四七五名）が来朝したが、四月二十六日、大阪の宿舎である本願寺において、正騎紅（正使の乗る船）の格軍（船夫役の下官）で火薬の用を務める金福才（三十八歳）が誤ってそれを発火させ、頭・顔から胸・腹部にかけて大火傷を負った。十余日を経ても火傷は癒えず、甚だ危い状態であったために「官命」を承けて、樋口道與が、尻無川に停泊の船中に治療に赴いたものという。はじめは日本の医術・医薬を疑い、ためらっていた通信使たちも、薬品は日本のものながら、「人參・五味子之類」は朝鮮産のものをを用い、処方も朝鮮の『東医宝鑑』に則るといふ道與の心遣いと熱心な説明に納得し、「治療を委ね、患者は徐々に回復した。その後、船中で発病した者も皆道與に治療を求め、各の症状に応じて薬を得、快癒した。大阪留の船中で道與が治療を続けている間、正使・副使・従事官の三使一行は將軍に接見のため江戸へ下っていたが、大阪に戻って道與の功績を聞き、謝意を表わそうとしたものの、日程が切迫してそれを果さず、芸州の鎌刈（蒲刈）に至ってよう

やく上々官三者連名の感謝の書簡（先述した、本書の初めに掲げる七月付の書簡がそれである）と三使それぞれからの謝物を送ったという。

本書は、その折の道與の「治験」——具体的に言えば、患者各人の姓名・官職・年齢とその病状、及び道與の見、さらに薬の処方とその後の経過を記述した部分を中心とし、巻末に朝鮮の随行医趙活庵に対して、道與が新渡の人參葉の効用等々を訊ねた問答（最初は書簡による応答、後は対面の上）を併せ載せる。

その内容は、医師としての道與の力量を窺うに足るものがあるが、この寛延元年の通信使一行を、当時十五歳の秋成も大阪で見ている（『胆大小心録』六一）。当時既に死去している伯（叔）母の、その連れ合いと通信使のこうした因縁を、後に医者となった秋成は知る機会があったらどうか、興味深い。

それはさておき、本書から道與に関して若干のことがわかる。巻末の趙活庵に対する質問の箇所には、「僕氏樋口名淳叟、字道與、号生寧、浪華之医也」とあることから、「道與」が字であること、及び名・号を知ることができる。先述のように、見返しには、「浪華医士樋口淳叟著」とあり、自序の末には、「浪華医士樋口道與識」と署した後には、「樋口／淳叟」（方形陽刻）、「道與」

(方形陰刻)の二印を捺している。また、田中素行の序に「樋口氏奥津輕之人也。壯年行業於撰之浪華、而有功」とあって、津輕から壯年になって浪華に来たらしいことが解る。さらに、先の趙活庵との問答の条に、「撰陽隱医樋口道與淳叟」と記すところを見るに、この頃は既に宇都宮家中の医師ではなく、天満樋之上町に、市井の一医師として日を送っていたらしい。

右のうち、津輕出身という点に関しては、さらに次のような資料がある。津輕の今通磨の『奥富士物語』(明和二年成)は、主として同藩四代藩主信政の時代の事蹟を記したものであるが、樋口道與について次のような逸話を伝える。

一、藤田形右衛門道隆道隆物語に、江戸御医者樋口道與が先祖は、妙心院様(信政のこと——注)江戸にて被召抱と云。其頃道與と申者、差而名を云者も無く、纔に住居して有由。然るに天和頃、朝鮮人來朝の頃歟、三使之内老人於江府煩出し、色々医療雖被尽、一向無葉驗日々重り、既ニ及大切ニ候由、総州召連之医者といへ共、寔ニ天下之大医も手を尽事無残所と也。此上は江戸中惣触ニ被仰出、医者之名目有者、譬何れニ而も罷出候様ニと、既に以千人ニも及程相詰候由。然所、時之典役之頭罷出、段々子細

を云述、扱病躰は斯々ニて、御医者中調合相尽候。然といへ共、兎角日々病躰募り、寸快も不相見ニ付、各今日被召呼候。此上は誰ニても存寄りも有之族、無遠慮可申条演説と也。万坐答て、左様御療治御尽の上は、私共存無之旨申も有、亦御容躰を伺んと云も有て、病氣之穿鑿、配劑之談論、種々と一決無之と也。然るに道與斗、座に有ながら何も不申、只慎で居たるに、典薬頭、末席に居たるは誰そや。斯一統に所存を申述る処、自分斗存念も無かと被尋時に、道與、大医中ニ御參談御座候処江、私義憚罷在候。乍併、段々御談ニ病躰并御藥品共承知仕候。至極とは存候得共、乍憚其御調合ニ人參過分ニ存候。一種は暫御差除可然かと云。典薬頭、勞れ多し、精を立る一品也、如何で可減や。道與云、夫は日本人の調合にて御坐候半。唐と大和とは人勢甚相違にして、元來弱き性質、殊々々の病勞有、然るに今強き薬力斗ニ御坐候間、余味を払つて調和不仕物かと存る旨申ければ、爰に於て典薬頭良思案して、左も可有、一理有と、即道與が所存に寄つて用薬加減の調合相用候処、頓而驗も相見得しが、追日快方にて、終に全快を得て無恙帰国と云。是ゞ道與世上ニ其名顯れ、上ニも此義御聞被遊、渠名医也。武道に取つて

云は、天下國家をも可治手柄也と御賞有、則可被召抱思召、祿之儀も相応ニ被仰入しに、道與も命に随つて罷出る由。然るに、鼻紙料と有て暫被召仕故、御約束<sup>違</sup>違候と、兎角を申由ニ候得共、夫成に無絶慢勤しと云。當時とても金式枚ニ四人扶持也。且何時頃之儀ニや、御家伝之金丹調合方被仰付、諸方江同人々廻すと云。或言、漢客治驗ト云書を蹟ス人ト云。当道與は御馬廻老川庄左衛門<sup>四十五依三人扶持室詰六十七年頃御暇にて家絶</sup>兄と云々。

右文中の「漢客治驗」とは、先に紹介した「韓客治驗」一冊のことに相違ない。この逸話を「天和頃、朝鮮人來朝の頃敷」としているが、内容からして、「韓客治驗」に記された一件の訛伝と考えてよからう。人參が話題になつてゐるところも、同書の巻末の趙活庵とのやりとりを連想させる。大阪移居後のこの韓客との一件を、天和頃のこととし、またこれが藩医として召し抱えられるきつかけとなつた等々、年代的、あるいは事実の順序の錯誤は甚しいものがあるが、注意を惹く点がいくつかある。

一つは、右の逸話の主が、「江戸御医者樋口道與が先祖」となつており、少なくとも樋口道與の家系が、何代かにわたつて医師として津輕藩に仕えたであろうことを

推測させること（また、「樋口道與が先祖」の「與」の字がこれで正しいとすれば、「道與」の名は何代かにわたつて伝襲されたごとくである）。さらに推測を重ねれば、秋成の伯（叔）父に当る樋口道與を含め、樋口家の代々は皆、江戸詰の藩医ではなかつたかということである。右の推測を補強するものに、「醉山集」（写本一冊、杏雨書屋蔵）がある。「津輕藩醫師樋口道泉」の寛政八年の詩文（奥州外ヶ浜紀行を中心とする）を集めた書であるが、その身分や名からして、道泉が道與の一族であることは疑い得ないが、この道泉もまた江戸屋敷に仕える医師であつた。

二つ目は、その出仕に至るいきさつや年代はともかくとして、樋口家の「先祖」（これは本稿で問題にしてゐる秋成の縁者の樋口道與その人か、その先代かは不明だが）が「江戸にて被召抱」の言葉には信ずるに足るものがあるように思われる点。換言すれば、樋口氏は津輕根生いの家ではないと考えられる点である。「当道與」（この「当」も、今の代のと理解すべきか、右逸話の主人公のという意味か判然としない）の弟であるという老川庄左衛門については、いま詳かに出来ないが、樋口家が元來津輕出であれば、いかに代々江戸詰とはいへ、この『奥富士物語』成立の明和二年の時点（『韓客治驗』の



出版より十六年後）において、もう少し正確な情報が伝えられたことであろう。また秋成の伯（叔）父の道興が大坂に移り、一時「宇都宮家中」の医師になつたりしているのも、津軽との縁がそれ程までには深くなかつた一証と見ることもできる。

さて、『韓客治験』によりつつ、医師としての道興の事蹟の一端に触れたが、それとは別の面の活動についても述べておきたい。それは、香道・茶道・礼法等々、多方面にわたる著述を残した大枝流芳の門人としてのそれである。大枝流芳の著述の中に道興の奥書をもつたものがあることは、既に玉手紀子氏の「大枝流芳の人物像——岩田信安は大枝流芳か——」（「解釈」昭58・6）、「大枝流芳と岩田信安との関係——両者の号を中心に——」（同上、昭61・1）に触れられている通りであるが、同氏の御好意により資料の借覧を得、改めてここに記す。

大枝流芳（＝岩田信安漱芳）の著述の中で、樋口道興の奥書・識語等を持つもののうち、最も古いものは、『御家流香事目録註解』（写本一冊、鹿児島大玉里文庫蔵）である。内題に、「御家流香事稽古目録百箇条註解」とあるように、香事万般にわたる教えを百箇条に分つて説明した、御家流香道の伝書である。巻末の信安の奥書に続けて、「右箇条講述、予親炙節授受スル旨ヲ為不忘、

記之。加之夏、四川先生之素願也。享保十九甲寅歳三月日北斗庵淳叟」とあつて、道興に「北斗庵」の庵号があつたことが知られる。序には名を記さないが、これも道興（淳叟）の手になる文章と考えて良からう。その中に御家流の系譜を記して、「白井氏後猿島氏トナル、天柱齋ト云、皆伝大口保高二渡ル、大口伝岩田信安、岩田氏伝樋口淳叟、專謂御家流」という。

『御家流白露結集』（写本一冊、狩野文庫蔵）は、流芳が大口先生（恕軒）から伝授された紐の結び方（それは香道にも関わる）を、図と文によつて記し留めたものであるが、『雅遊漫録』（流芳著、宝暦十三年刊）の卷之六「式正結二十七様」と密接な関係を持つものである。本書の序の前半は、『雅遊漫録』の右の巻の前書に全く一致するが、その後には次の文がある。

余大口先生に此事口授して、其わすれんことをうれしむ、形を図し、結び様文になして此書なりぬ。白露結と名付る事は、秋萩のすゝき朝なく、花のまひもに結ぶ白露といふ古哥の心をなんとれり。

享保十五壬子歳二月、瀝青灣沍叟四川自序。図を掲げ、説明文を付す型式は、『雅遊漫録』に全く等しいが、両書に共通して出る結び方は二、三にとどまり、それについても説明文は相違する。奥書は、「昔延

享二乙丑歲秋七月下浣再正 岩田瀨芳誌」とあるが、それに続けて、「于時寛延三庚午歲夏四月念二日於浪花北三庵 淳叟謹書 在判」とある（狩野文庫本は、道與自筆本を文化九年に伊藤蕙翠齋が書写し、それをさらに伊与田勝由が書写したものの）。

また、「香木達味考」（写本一冊、加賀文庫蔵、内題「香木立味考」）は、香の五味等についての秘伝書で、「昔元文丁巳歲（二年）八月下浣 岩田信安漱芳父書（花押）」の跋の後に、「木処・五品味之義者香道之蘊奥、而秘中之秘也。香門之雖登堂、未入室之与人勿語。右一書、漱芳先生著述、得時、而於心遠高亭、元文五庚申十一月初八、許為予。自盟于天藏家。藤原淳叟道與甫（花押）」、その後さらに、「右香木達味考、因宗榮君重望再伝者也 庚午（寛延三年）十月日 北斗庵淳叟（花押）」とある。

流芳門人である道與の関心が、香道のみに限られていたものか、さらには流芳その人のごとく煎茶や本草にまで及んでいたか、いま詳かにしないが、そこに文人風の人物の面影を思い描くことは許されるであろう。

### 三 末吉庄藏の妹

秋成と同一年の従兄弟である末吉庄藏周忠については、前記二稿でやや詳しく述べた。その庄藏の兄弟（姉妹）で、一人だけ俗称・没年等がわからなかった妹の墓を、末吉家一族の檀寺である龍正寺で見出し得たので、ここに併せ報告しておく。一族の末吉治郎兵衛康般に嫁いだ妹がそれで、墓石には、正面に、

安普康般禪定門

実普貞心禪定尼

とあり、右面に、「末吉次郎兵衛康般七十一歳／文化五戊辰年閏六月廿日卒」、左面に、「康般妻龜女行年六十七歳／文化元甲子天三月七日卒」とある。末吉庄兵衛氏蔵の過去帖には、治郎兵衛とつるの夭折した子四人の法名が載るが、その一人於多喜（明和八年四月七日没、法名晃林童女）の註記には、「末吉治郎兵衛娘也／庄藏妹小さ□の実子／三歳」とあり、後に「つる」と改名したものであろう。夫の治郎兵衛とはまたいとこの関係で、治郎兵衛の祖父の半助（正徳四年没、四十四歳）は、つるや庄藏の祖父の次郎左衛門直信（享保十四年没、七十一歳）の弟に当たると。因みに、天明八年三月に秋成が名柄を訪れた折に存命であった従兄弟は、庄藏を除いては、この四歳年下のつるのみであった。

#### 四 小堀正報

小堀正報秋成実父説については、資料的には正否を断ずるに未だ至らないが、僅かながら知り得た情報を提供しておく。

旗本小堀家の菩提寺は、牛込の法身寺（臨済宗円覚寺派）である。厳密に言えば、同家の初代とされる正行は紫野大徳寺の碧玉庵に、二代正十は下谷の広徳寺に葬られたが、正十は後に法身寺に改葬され、三代政孝以後代々ここを墓所とした。かつて小堀家の墓域は法身寺のそれのかなりの部分を占めていたが、大正五年七月に墓地改築のためその殆どが合葬されて整理され、現在はいくつかの墓石を残すのみとなっている。六代目に当る正報の墓石も存在したことは間違いないと思われるが、いまそのゆくえを知り得ない。

現存する墓には、まず三代の三郎兵衛政孝のものがあ  
る。大ぶりの宝篋印塔で正面に、

貞享元年

甲午年

最乗院殿 月海宗舟居士

八月十九日

と記す。歴代の墓も、大正期の墓域整理までは、ほぼこれと同規模のものであったと想像されるが、その中で三代

政孝の墓石のみが残されたのは、後述の法身寺過去帳の注記に、「三代政孝／月海山法身寺之開基也」とあるように、彼が法身寺の創建者であったからに他ならない。また、大正五年七月の墓地改築の折に建てられた墓には次の二基がある。一つは、小堀家歴代の当主（厳密に言えば、歴代から外れる者が三名ある）の法名と没年月日を正面から左面にかけて刻し、右面には天折した童子（男）のそれをまとめて刻した小堀家の男性の墓である。正面及び左面に記された人物を左に書き抜く（便宜を考えて、代数と俗名を左側に補った。『寛政重修諸家譜』の誤記の補正の参考となろう）。

了徳院殿道喜宗玄居士 慶長九年十二月廿九日

（初代の父 正次）

長照院殿信譽道喜居士 慶長九年十二月廿九日

（同右）

広林院殿仁室宗虎居士 元和元年八月十四日

（初代 正行）

竹林院殿心溪給貞居士 正保元年四月四日

（二代 正十）

徳元院殿信庵宗功居士 元禄七年六月廿九日

（四代 政利）

泰雲院殿悟心宗安居士 享保九年九月十三日

(五代) 政郷)

正見院殿真巖宗忠居士 享保十八年十月六日

(六代 政報)

享運院殿節翁宗信居士 宝曆十四年五月十四日

(七代 政展)

正真院殿法如了道居士 天明八年八月六日

(八代 政弘)

了源院殿本然浄性居士 寛政五年七月十九日

(未詳)

正信院殿儀山行勇居士 文政八年五月六日

(九代 正徳)

龍源院殿澄心孤円居士 嘉永四年四月四日

(政徳長男 政純)

中に政報の法名も見える。もう一つは、「少林院殿真観実相大姉」(明暦二年十二月廿六日没)以下の、歴代の妻、夭折した童女等の女性の墓であるが、これは省略に従う。

また、法身寺過去帳(幕末・明治初年頃成か)の年度順に法名を記した部分、享保十八年の条に、

正見院殿真巖宗忠居士 十月六日 小堀左門  
と見え、同じ過去帳の家別に法名をまとめた箇所の小堀家の中には、

正見院殿真巖宗忠居士

享保十八年十月六日 十六代左門政報也

とある。さらに大正五年七月以降に調製された『墓籍簿』の中にも「小堀左門」の名が見える。

さて、京都の紫野大徳寺孤蓬庵は、旗本小堀家の本家筋にあたる大名の小堀家の菩提所であるが、同庵の『諸靈年忌繰出／孤蓬禅庵』とある一冊にも(「十八癸丑」即ち、享保十八年の条)、

正見院 十月六日

と、政報の法名が記される。政報はもともと本家筋の間で(政峯の次男)、分家(旗本小堀家)の政郷に男子がなかったため末期養子となったものである。そうした縁でここに記載されたものであろう。尚、墓石・位牌等には同庵には見当らない。

(旗本)小堀家は、初代正行より当主宗通氏まで十四代を数えるが、現在同家にも、正報の伝記の詳細を知り得る資料は残存していない。明治末頃に書写されたかと思われる同家歴代の略系図、及び本家筋の歴代他の略系図各一卷が存し、前者には、

政報 左門 小堀和泉守政峯二男／享保十八年十月六日歳十／七ニ而病死牛込原町法身寺ニ葬  
正見院真巖／宗忠  
とあり、後者には、

政報<sup>多</sup> 小堀左門 / 享保九年正行ノ家小堀玄番政郷

養子ニ罷成候

とあるのみである。

右が、まことに寥々たる調査結果の報告であるが、現在迄の所、大和蟄居を推測させる記述には行き当たらない。政報在世中の動向を窺知するに足る資料の出現が、なお望まれる。

(注)

(1) 「次郎兵衛」「長兵衛」の名の関係につき、前稿では、嗣子である「長兵衛」が、当主となった時に「次郎兵衛」へ改名すると考えるのが、あるいは妥当かと推測したが、この宗門改帳には両者を別戸に立ててあることから、少なくとも、安永・天明期の「次郎兵衛」「長兵衛」に関しては、右の推測は当たらないことになる。

(2) この本屋の手を経て売出した再版の開板願書の控えが、大坂本屋仲間の『開板御願書扣』に載る。同書の項目を略記・整理した『<sup>享保</sup>以後大阪出版書籍目録』により、左に当該部分を示す。

韓客治験

作者 樋口道與(天満樋之上丁)

板元 芳野屋重兵衛(高麗橋一丁目)

出願 寛延三年二月

(3) 末吉家(道與の妻の姉の嫁ぎ先)過去帳の十八日の条に、「元文五庚申十月ノ貞寿大姉ノ大坂樋口氏道與之妻」とあり、その裏の注記に、「末吉澄俊之妻栄俊之妹也ノ宇都宮家中ノ医師方江嫁シノ大坂ニ而死」とあって、「宇都宮」が「津輕」の誤記でなければ、妻の死去の元文五年頃までは、道與は宇都宮藩(大阪の屋敷か)に仕えていたと思われる。

そもそも道與が浪華にやって来たのは、後述の『御家流香事目録註解』の奥書から判断して、享保十九年以前、即ち秋成出生以前である。『韓客治験』出版当時、樋之上町に居住していたことは注(2)参照。なお、樋之上町は、秋成の養家嶋屋があった堂島永来町から僅か一キロ余。秋成の嶋屋入り、嶋屋焼亡後の医学修業など、伯(叔)母及びその連れあいである道與の存在と関連させて考えてみたい気もあるが、憶測の域を出ない。他に秋成実母方の関係者かと想像され、樋之上町に住んだ可能性のある人物に、末吉家過去帳に名が見える茶屋久右衛門(法名釈教秋)があるが、道與とは別人であろう。

(4) 引用は東京大学総合図書館蔵本によるが、誤写

と覚しき箇所等を、弘前市立図書館本を参考にして改めた。

- (5) この樋口道泉は、『無人島漂流記』（『国書解題』に掲げる「島物語」も本書のことか）、『書易貞翁書後』、『北雪之記』の著者、樋口醉山（名は淳美、道與の名が「淳叟」であったことに注意されたい）と同一人物であろう。道泉は産科を得意としたことが、村尾元融が父のことを記した「董覚先生行状」によつて知られる（森銑三「村尾元融伝の研究」、『著作集』7）。尚蛇足ながら、蕪村の朋友である自在庵樋口道立は、名は似るが道與・道泉とは無関係である。

- (6) 但し、序文中に、「享保歳初三十一箇条後五十箇条、先生及晩歳成百箇条」という言葉があり、あるいは本書が百箇条の形に整えられ、序が付されたのは、享保期より下る可能性もある。

- (7) 享保十五年は庚戌、壬子は十七年。年と干支が矛盾し、いずれが正しいか定めがたい。

- (8) 法身寺に現存する墓石は後述の通りだが、他に例えば、清涼院殿雲海淡月大姉（五代政郷の娘、元禄八年正月十二日没）の墓石が、同寺の玄関脇に半ば土中に埋もれて残る。正報の墓石も同様に埋めら

れたものである。

- (9) 正次は鎌倉の光明寺（浄土宗）に葬られた。浄土宗の法名が「長照院殿信譽道喜居士」。「了徳院殿道喜宗玄居士」は、法身寺創建の折に付けられた臨濟宗の法名。

（本学文学部専任講師）